



住取 第 2214 号
令和元年 10 月 24 日

石川県社会保障推進協議会 御中

穴水町住民福祉課

住民のいのちと健康、福祉を守るために社会保障施策の
拡充を求める要望書に係る回答について

令和元年 9 月 21 日付け照会のありました標記について、関係各課に確認して
取りまとめたものを別紙のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい
願います。

<事務担当>
穴水町住民福祉課 谷口
TEL 0768-52-3650

令和元年度石川県社会保障推進協議会 要望事項に対する回答書

要望趣旨	回答	担当課
I. 子育て支援について ★(1)6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化されました。2018年度金沢市が実施した「子どもの生活実態調査」のように、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにして、その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。	当町では「こども食堂」は実施していませんが、町社会福祉協議会が委託を受けて実施しています。学習支援教室に対しては、本年度も引き続き支援を行っています。 また学校教育におきましては、就学援助制度で対応していきます。 「家でもない学校でもない第三の居場所整備事業」として、B&G財団からの助成を受けて、放課後児童福祉施設を整備し、学童保育の環境が向上しました。	住民福祉課 教育委員会
(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。	左記3点、すべて実施済です。	住民福祉課
(3) 略 (志賀町・七尾市ののみ該当のため) ★(4)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。	学校給食法第11条第2項の規定により、保護者の負担としています。	教育委員会
(5)就学援助制度の改善 ①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月からの生活保護基準引き下げにより現在の対象者が切り捨てとならないようにしてください。 ②申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。 ③就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金は、要保護世帯の入学準備金と同額にしてください。	平成30年度より、認定対象基準を見直し、生活保護基準額の1.3倍以下とし、生活保護基準引き下げによる受給額の変更は行っていませんので、引き下げによる影響は無いと考えています。 申請受付は教育委員会でも受付可。民生委員の証明は不要。年度途中の申請は周知済です。	教育委員会
★④就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。同時に加賀市が実施したように「現物給付化」してください。	支給内容の拡充については、他市町の状況をみながら検討していきたい。入学準備金の前倒し支給については、本年度は調査の結果、申請者がいませんでした。今後も対応の予定です。	教育委員会
(6)学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大してください。	スクールソーシャルワーカーの配置はしておりませんが、町では、要保護児童対策地域協議会、要支援児ケース検討会の職員と教育委員会の3課で情報共有し、早急な対応を行っています。	教育委員会
(7)児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの全校配置を実施してください。	町では3校の小中学校の内、2校に県教委よりスクールカウンセラーを配置、1校に町予算にて子どもと親の相談員を配置しています。	教育委員会
★(8) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4,500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになりました。(生保世帯・第3子・年収360万円以下は免除) 副食材料費の実費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。	3歳以上の全ての児童について、副食費を無料とする形で、予算措置しました。	住民福祉課

(9)保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の待遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください（待遇改善助成制度、福祉職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など）。	国の基準に従って実施しています。	住民福祉課
(10) 2018年度の乳幼児健診(前期乳児健診・後期乳児健診・一歳半健診・三歳児検診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。	対象者数に対する受診者数、未受診者数は、3ヶ月児健康診査23人中23人、0人。7ヶ月児健康診査は29人中26人、3人。1歳6ヶ月児健康診査は32人中31人、1人。3歳児健康診査は37人中36人、1名です。	健康推進課
★(11) 学校健診で「要受診」と診断された生徒の把握と、歯科については「齶歯（虫歯）が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実態を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。	児童生徒の受診結果は教育委員会において把握しています。また、児童生徒の医療費は助成制度がありますので、未受診となることはあまりありません。	教育委員会
II. 介護保険事業・予防事業・総合事業について (1) 介護保険料 ★①一般会計繰入によって介護保険料を引き下げてください。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけてください。 ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。	消費税引上げにより、低所得高齢者の負担が更に重くなる影響を鑑みて、国では、低所得段階の保険料を軽減し、公費で補填する、いわゆる保険基盤安定の介護版が、消費税引き上げとともに拡張しました。 上記のとおり、保険料軽減を受けられる対象者が増え、制度が拡充されました。免除については、条例の定めるところにより適切に対応しているところです。	住民福祉課
★③これ以上の介護保険料の引き上げをやめるために、国に調整交付金を介護保険とは別枠にして国負担を介護給付費の25%に引き上げることを要望してください。	標準の率を大きく上回る調整交付金を受けている本町が声を大にして言えるのか躊躇してしまうところです。しかしながら、医療保険料と介護保険料の負担バランスを考慮し、介護において、保険料：公費=1:1原則のあり方が妥当なのかどうか。今後、国において行われる審議会の動向を見届けたい。	住民福祉課
(2) 介護利用料・補足給付について ①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。 ②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済してください。	現行法令例規で、ほぼ満たされているものと認識しております。	住民福祉課
(3) 介護保険利用の際の手続き ★①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。 ②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。	境界層該当として取り扱う、又は措置制度を活用するなどの手法があります。左記のとおり対応しています。	住民福祉課
	新規認定の手続きは、これまで同様。要支援更新時は本人の意向を聞き、訪問・通所系の利用に限り基本チェックリスト対応。	住民福祉課
	現行同様居宅介護支援事業所へ現行額で委託実施。 1件 4,300円	住民福祉課

③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	一定回数以上利用する場合は町に届け出る旨規定されているものの、該当する人はいないという状況です。 むしろ、ヘルパーの人材不足が懸念されるところかと思います。	住民福祉課
(4) 基盤整備について ①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。	近年、サービス量が拡大し(地域密着系)、待機者の解消がかなり進んだ。 多種多彩に及ぶ介護サービスに対応できる形で、質・量ともにほぼ整っています。	住民福祉課
★②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。	本町の特養は、要介護3~5の入所者で既に定員に達しています。大切なのは、その人に最適な介護サービスであると認識しています。「特例入所」は、ケースバイケースで左記のとおりの対応方法になるものと思われます。	住民福祉課
★③多くの有料老人ホーム等では、介護給付費と施設利用料負担の合計額が介護度に関わらず、一定になるように、施設利用料負担が設定されています。従って、軽度者であればあるほど、介護保険外の施設利用料負担が増える仕組みとなっています。住民の介護施設利用の負担の実態を調査し、住民の負担軽減のための施策を進めて下さい。	入居状況・利用者負担の実態を調査することは大切だと思います。	住民福祉課
(5) 総合事業について ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。 ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。	現行相当の訪問型・通所型サービスにおいては、期限は設けず、必要な期間利用可能としています。	健康推進課
(6) 介護職員確保について 介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。	総合事業のサービス充実に努めます。	健康推進課
①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。	事業所の協力が肝要となりますが、第8期計画策定前~策定中の折に実施しておくと、良い資料となりそうです。 (処遇改善加算を適用している事業所ならば、その実績報告資料で概ね分かりそうな内容ですが、当該加算を適用していない事業所もあるにはあるので。)	住民福祉課
②介護現場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。	介護職員の人材確保は、各事業所において大変な努力をしているところですが、町では、平成30年度に町内の介護・高齢者施設に協力をいただいて、UIターンで本町の介護職員を目指す人向けのパンフレットを作成しました。	住民福祉課
③介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。	家賃補助や夜勤手当など、各事業所の努力で充実されているところもあるようです。町では、平成30年度から介護職員就職奨励金制度を始めました。	住民福祉課
④国に対し、全額国庫負担方式による、全労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めてください。	水準については、良くわかりませんが、業界間の賃金格差是正については重要と認識しています。	住民福祉課
III. 高齢者医療・福祉の充実について ★(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押え	滞納者について財産調査を行った上で、徴収・差押を行っています。 今後、国保の滞納者が、年齢到達により	住民福祉課 税務課

などはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。	後期高齢へ移行するにあたり、左記のような事態が生じる危惧がないか、若干の不安がありますが、現時点において、滞納整理機構の努力により、滞納の整理・解決が進んでおり、安定的な運営を見込んでいけるものと思われます。	
★(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。	社会保障費の縮減が見込めず、かつての老人保健、マル福時代に退化してしまうおそれがある案ではないでしょうか？低所得者対策は、他の方法が望ましいと考えます。	住民福祉課
(3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。	後期高齢資格取得のメリットをわざわざ撤回するのは特別なケースであり、バランスを考慮すると必要無いものと思われます。	住民福祉課
(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。	安否確認も含めて実施しています。	健康推進課
(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。 ★①補聴器購入費助成制度を創設してください。	周辺市町の動向を確認しつつ、検討していきたいと考えています。	健康推進課 住民福祉課
★②高齢者の熱中症予防の実態調査を実施して対策を立てるようにしてください。福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。	夏場における高齢者の熱中症予防注意喚起は、次年度以降もありうるところ。熱中症予防に関する対策は、訪問や健康教育、防災無線などにより実施しています。	健康推進課 住民福祉課
★③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。	障害者については、既に仕組みが確立している。高齢者については、外出支援バスなど、低額で利用できるものがある。このほか、民間の事業所でも独自に優遇措置を設けているところがあるのを調査済です。 高齢者や障害のある人を対象に、低額で外出支援バスの運行を行っています。	健康推進課 住民福祉課
★④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を减免する仕組みをつくってください。	実施しています。	健康推進課
⑤宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・拡充してください。	地域で実施している高齢者サロンに対して運営費助成事業など実施しています。	健康推進課
⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。	安否確認や買い物、ゴミ出しなどの生活サービスを低額で利用できる事業体制を整え実施しています。	健康推進課
⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。	高齢者や障害のある人を対象に外出支援バスを運行しています。増便等については、利用者の意向も確認しながら検討していきます。	健康推進課
⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。	「生活に過度の負担がかからないで済むようにするのが望ましい」という日本医師会会長のコメント(9/18 全世代型社会保障改革に向けた提言)には賛同できる。 現行制度下において、既に現役世代にかかっている(各医療保険者が拠出し	住民福祉課

	ている後期高齢者支援金)負担も大きい。世代間公平に向けて、慎重な検討が必要と思う。	
★⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんとの移動・移送体制(担当者の明確化)、支援体制の確立、避難所の内容の充実(ベッドやトイレ、冷暖房、プライバシー確保、車椅子等々)、福祉避難所の整備等を実施してください。	<p>要配慮者の情報については福祉所管課・防災所管課(本町の場合は生活環境課)・社会福祉協議会と情報を共有し、災害発生時には、関係者へ速やかに情報伝達できるような形で情報を保有しています。個別の避難計画については、今後、民生委員・地域包括支援センター等の協力を得て、避難方法の明確化を図り、移送・支援の要領については、防災訓練等を通して、最善の手段を確立していく方針です。</p> <p>また、福祉避難所については、町内老人ホーム2施設と協定を締結しており、設備等においては万全と見込んでいます。</p>	住民福祉課
★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。 ①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。 ②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと ③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。 ④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。 ⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。	<p>消費税の税率が5%から8%に引き上げられたとき、年金生活者への影響が懸念される状況にあったことにより、平成26年度から平成29年度までの間、臨時福祉給付金の支給申請の受付が全国自治体で行われ(給付金の支給は令和元年度上半期まで)、平成28年度には、年金生活者支援臨時福祉給付金の支給も実施した。</p> <p>本年度下半期からは、「臨時」のつかない「年金生活者支援福祉給付金」の支給制度が始まって、現在手続が進んでいる。</p> <p>高齢者の生活水準を大きく低下させてしまう制度改革であってはならないのは勿論だが、負担増や給付削減の施策ばかりではなく、年金生活で、かつ低所得の人々に手厚い給付が行われる仕組みが確立し、福祉施策は進化しつつあるものと認識している。</p>	住民福祉課
IV. 障害者控除認定制度について ★(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円(65歳以上の場合、年金収入245万円まで)は住民税非課税となる」と「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。	かなり浸透しています。申告時期にお知らせしていますが、必要な方はほぼもなく申請していると思われます。	住民福祉課
★(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津端町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。	認定書が必要な方とそうでない方がいる以上、効率的な事務処理が求められます。	住民福祉課
★(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。	全国共通のルールなので、統一的なものがあるとわかりやすいと思います。	住民福祉課
V. 国民健康保険制度の改善について 1. 保険料(税)について ★(1)保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	過去10年程、国民健康保険財政調整基金を取り崩して国保の運営を行ってきましたが、基金が枯渇するおそれがあったため、平成28年度に保険税の引き上げを行いました。1人あたりの保険税負担額は県内でも低い位置にあります	住民福祉課

	が、保険給付費は上位にあることから、バランス確保の為やむを得ない措置だったと思っております。	
★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	実施している保険者は、減免措置分を国保財政調整基金を取り崩して行っているときいています。恒久的な実現が可能なのか、不安に思われます。子育て世代の負担軽減は、ほかにも手段があるものと思われます。	住民福祉課
★(4)国保料（税）の減免制度を拡充してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。	制度の策定自体は難しくはないと思われますが、実施に係る財源不足分の補填の部分まで対応出来なければ、実現可能な制度として実施出来ません。	住民福祉課
2. 保険料（税）滞納者への対応について ★(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。 (2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い（10割負担）は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。	「特別な事情」がある者については、左記のとおり取扱っております。 医療機関から左記のような問合せがあった場合、左記と同様な取扱いを行うことになると思われます。	住民福祉課 住民福祉課
★(3)滞納者に対し給付の制限（限度額認定・一部負担減免適用除外等）をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	国通知に基づき適正に実施しております。	住民福祉課
(4)保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。	分納計画の遂行上、完納の目途がたっている（滞納期間半年未満かつ滞納額10万円未満に至った場合）世帯に短期証は発行しておりません。	住民福祉課
★(5)保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押さえなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押さえについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押さえは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	短期証発行や差押さえ等の行政処分については、加入者の生活状況を十分に把握した上で、可否を判断しております。滞納者について、財産調査を行った上で、徴収・差押を行っているところであり、滞納者の生活実態を無視し生活困窮に陥るような滞納処分は行っておりません。	住民福祉課 税務課
3. 一部負担金の減免制度について 窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。	具体的な事例をお示ししていただき上で、減免実施に係る補填分の財源措置等の検討を行い、必要と判断されるのであれば制度化を行うのが適正と思われます。	住民福祉課
★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。	一時的に所得減がある被保険者であっても、大きい資産を保有している場合もあり、多種多様であることから、一概に左記の基準が適正であるか判断しかねます。	住民福祉課
②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手	市内医療機関、ケースワーカー、地域	住民福祉課

続きを読むを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。	包括支援センターとともに連携体制は整っており、特に問題はありません。	
③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	高額療養費制度・公費負担医療制度等の周知については十分に整っているものと認識しております。	住民福祉課
④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。	法令通りに進める方針です。	住民福祉課
⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。	公立病院において制度実施に係る条件やメリットなど総合的に検討する必要があると考えております。他市町などの今後の動向を確認していきたいと考えております。	総合病院
4. 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをした上でホームページでも公開してください。	法令通りに進める方針です。予算決算の議件については公開、保険料賦課課關係の議件については非公開としている自治体もあることから、先進地の状況を更に調査した上で進めていきたい事項と考えております。	住民福祉課
5. 70歳~74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	平成30年度からの制度改革による、国保の都道府県単位化に伴い、各事務の標準化の協議を行っているところであり、左記の事項についても協議事項としているため、引き続き協議を進めて参ります。	住民福祉課
VI. 障害がある人の施策の充実について ★(1)三障害平等という理念に反して、精神保健手帳所持者は心身障害者医療費助成制度の対象になっていません。自立支援医療で減免の仕組みがあるものの、精神の疾病だけが対象で不十分です。精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。 (全国の過半数以上の市町が実施)	精神については、県内市町でもかなりばらつきがあるところです。統一化を進めていくのが望ましいと思われます。	住民福祉課
★(2)国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を、償還払いではなく、現物給付(64歳以下同様)に戻すために、県の補助要綱の改正を求める意見を上げてください。	既に意見があがっているものと思われます。県の助成制度次第によるものと考えられます。	住民福祉課
★(3)通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。	国保保険者として行うか、町として行うか、県内市町でもかなりばらつきがあるところです。調整交付金のメリットを受けられるかもしれないことから、現在、国保で検討しているところです。	住民福祉課
VII. 生活相談総合窓口の設置について ★(1)住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。	本町の生活相談総合窓口的業務については、来庁者に対しては住民福祉課において、電話・FAX等に対しては総務課において、また、電子メールに対しては、政策調整課においてそれぞれ一時対応し、所管課と連携しながら行っている。	総務課
VIII. 健診事業・健康づくり事業の推進について ★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。	休日健診の実施や健康マイレージ制度の導入により、受診率増を図っております。また、町からの補助金により受診の自己負担額が安くなっている	住民福祉課

★(2) ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。	こともPRしています。 受診環境の改善やリーフレットを活用した勧奨・再勧奨を積極的に推進しています。	健康推進課
★(3) 特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。	無料化を行っている所に、その効果の確認をしてみたいと思います。応分の負担により、健康診断の重要性を理解していただくことが大切と思っております。	住民福祉課
(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。	同時に実施できるようにしている。ただし、健康管理意識をもってもらうためにも、無料化については考えていません。	健康推進課
(5) 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	実施しています。	健康推進課
(6) 産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊娠婦歯科検診への助成を妊娠・産婦共に実施してください。	産婦健診の助成につきましては、国や県の方向性に従い、実施体制を検討中です。妊娠婦歯科検診助成については実施しております。	健康推進課
(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。	乳幼児健診時、保護者にスマホに関する利用について普及啓発を行っています。	健康推進課
IX. 予防接種について ★(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタヴィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。	実施しています。	健康推進課
(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者の肺炎球菌ワクチン（定期接種）の負担金については、当町は県内でも標準的であることから今のところ、引下げについては考えていません。任意予防接種の実施、2回目の接種につきましては国の動向に合わせて、検討していきます。	健康推進課
X. 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ） 今年、石川県地域医療構想を含めて石川県医療計画が確定して具体化されています。全国では公的病院の統廃合が進められている状況です。地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。	能登北部医療圏の人口は減少局面となっており、高齢者の人口も減少傾向にあります。高齢化率は2030年頃までゆるやかに上昇し、2025年には2人に1人が高齢者となり、その後ほぼ横ばいで推移していくと予想されています。 このように将来推計でも示される中で、少子高齢化の進展や社会構造の変化に伴い、患者の疾病構造も変化していくと考えられ、特に、医療や介護を必要とする高齢者が増加していることから、医療従事者の確保や育成が今後ますます重要なとなっていくと考えております。 また、国の進める地域医療構想や医師の偏在対策、働き方改革など益々過疎地域にある自治体病院の運営が厳しくなる中で、今後も奥能登自治体病院、金沢医科大学病院や金沢大学病院	総合病院

	等と協力し、安定的な医師の確保を図るとともに、看護師についても、穴水町及び石川県の奨学金制度を利用し新規採用者を確保し、診断・治療からリハビリテーション、在宅等での療養に至るまで切れ目のない医療を提供していきたいと考えております。	
--	---	--

当日出席予定者

<input type="checkbox"/> (執行部から1名)	町参事	境谷 仁		
<input type="checkbox"/> 総務課	課長補佐	黒田 篤史	係長	山岸 亜紀
<input type="checkbox"/> 税務課	課長	中島 秀浩	係長	小泉 純
<input type="checkbox"/> 住民福祉課	課長	佐藤 栄	課長補佐	谷口 天洋
<input type="checkbox"/> 健康推進課	課長補佐	笛谷 映子	課長補佐	小林 裕子
<input type="checkbox"/> 教育委員会事務局	局長	樋爪 友一	局次長	朝倉 恵子
<input type="checkbox"/> 総合病院事務局	医事課長	坂本 良生		

